

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第5号

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年寒川町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 条例第3条に規定する届出の様式は、会派結成（変更）届（第1号様式）とする。

2 条例第5条第3項に規定する届出の様式は、会派解散届（第2号様式）とする。

(交付申請)

第3条 会派の代表者及び会派に所属しない議員が、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書（第3号様式）を議長を経由して町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により当該会派の代表者及び会派に所属しない議員に通知するものとする。

(経理責任者の責務)

第5条 条例第8条に規定する経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、経理状況を常に明確にしておかなければならない。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に所属しない議員は、政務活動費の支出について会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

寒川町長 様

会 派 名

代 表 者 名 ㊟

会 派 結 成 （ 変 更 ） 届

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり届けます。

項 目	新	旧
会 派 の 名 称 及 び 代 表 者 名		
結 成 （ 変 更 ） 年 月 日		
経 理 責 任 者		
所 属 議 員 数 及 び 議 員 氏 名	名	名
交 付 金 振 込 先 金融機関名・口座番号 口座名義人		
届 出 事 項	(1) 新規結成 (2) 代表者名変更 (3) 経理責任者の変更 (4) 所属議員の変更 (5) その他	

経 由	議 長

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

寒川町長 様

会 派 名

代 表 者 名 ㊟

会 派 解 散 届

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

経 由	議 長

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

寒川町長 様

会 派 名
代 表 者 名 ⑩
又 是
議 員 名 ⑩

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額(年度分) 円

経 由	議 長

第4号様式(第4条関係)

寒川町指令 第 号
年 月 日

会 派 名
代 表 者 名 様
又は
議 員 名 様

寒川町長 印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで交付申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額 円